

# 青森県報

第三千四百三十六号

平成二十三年  
九月七日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一  
 土地収用法による事業の認定……………(監 理 課) ……一

### 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(生活習慣病・対策課) ……三  
 右 ……(会計管理課) ……三  
 右 ……同 ……四  
 右 ……同 ……四  
 右 ……同 ……五  
 右 ……同 ……五

## 告 示

青森県告示第七百二十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
株式会社フユライトフユ	株式会社フユライトフユ	青森市千刈二丁目三の三七	居宅介護	青森市篠田二丁目八の七	平成二三年九月一日
株式会社フユライトフユ	株式会社フユライトフユ	青森市千刈二丁目三の三七	重度訪問介護	青森市篠田二丁目八の七	"
医療法人燦秀会	医療法人燦秀会	青森市沖館四丁目八の一七	居宅介護	青森市沖館四丁目八の二九	二三年九月一日
医療法人燦秀会	医療法人燦秀会	青森市沖館四丁目八の一七	重度訪問介護	青森市沖館四丁目八の二九	"

青森県告示第七百二十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百二十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称  
おいらせ町
- 二 事業の種類  
(仮称) 北部地区公園整備事業
- 三 起業地
  - 1 収用の部分  
青森県上北郡おいらせ町青葉二丁目地内
  - 2 使用の部分  
なし
- 四 事業の認定をした理由

## 1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、上北郡おいらせ町北部地区に公園を整備し、地区住民の良質な生活環境を確保するものであり、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園の用に供する施設」に該当すると認められる。

このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

## 2 法第二十条第二号の要件

起業者は、第一次おいらせ町総合計画に基づき地域間でバランスのとれた公園整備を行うことで、安らぎや憩い、交流をもたらず空間確保と充実を図ることとされている。

本件事業を施行するに当たり、町議会においても執行が議決されていることから、事業に必要な予算措置が講じられている。

よって起業者は、十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

## 3 法第二十条第三号の要件

おいらせ町は、平成十八年三月一日に旧百石町、旧下田町の二町が合併し、合併後は「新町建設計画」及び「おいらせ町第一次総合計画」に基づき、道路や下水道等、地域の生活環境を向上させる基盤について重点的に整備を図っているが、公園・緑地の整備は、ほとんど進んでいない状況である。

申請地である北部地区（青葉地区・住吉地区・若葉地区・緑ヶ丘地区）は近年宅地化による人口の増加が著しいにもかかわらず、地区内には一箇所（住吉地区公園）しか公園がないため一人当たりの身近な公園面積が一・三七平方メートルとなっており、二川目地区や本町地区など既存集落の一人当たりの身近な公園面積三・六四平方メートルに比べ、公園・緑地の整備は進んでおらず、地区住民の憩いの場や子供の遊び場、地域イベントの場が不足しており、更に急激な宅地化により地区内における緑のスペースが減少している状況となっている。また、同町における公園・緑地の整備は、「おいらせ町第一次総合計画」において、住民一人あたりの公園面積が三・四平方メートルとなっているが、地域によって住民一人あたりの公園面積に格差が生じている状況である。

本件事業は、公園・緑地の整備がほとんどされていない北部地区に公園を整備するものであり、当該地区における良好な居住環境を創出するとともに、災害時の緊急避難場所としても非常に重要な役割を果たすものである。

本件事業の施行により、北部地区の一人当たりの身近な公園面積が一・九七平

方メートルとなり、合併後の公園・緑地の地域間格差が緩和され、地域住民に安らぎや憩い、交流の場を提供することが可能となる。また、当該地区の公共施設の拠点として一体的に整備されている北公民館・北部出張所、北部児童センターの隣接地に整備することにより、地域の活性化に大きく寄与することから、公共の利益は存すると認められる。

一方、本件事業の施行による周辺の自然環境への影響については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）に基づく環境影響評価の対象とはならず、環境へ大きな影響を及ぼすおそれのある事業ではないこと。

また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による文化財及び保護のため特別の措置を講ずべき動植物の存在は確認されていないことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

起業者は、起業地を選定するにあたっては、

ア 本地区の中心地に近いこと。

イ 交通の利便性及び地域の拠点施設である北公民館・北部出張所、北部児童センターへの移動が容易なこと。

ウ 土地の確保ができ、日照条件が良く、支障物件がないこと。

エ 造成・建設工事が容易な場所であること。

を条件とし、同町青葉三丁目地内に候補地を一案（以下「第一案」という。）、同町青葉二丁目地内に候補地を一案（以下「第二案」という。）、同町青葉四丁目に候補地を一案（以下「第三案」という。）を選定し、本件事業の候補地を検討している。

この三案は、いずれも事業に必要な面積を確保でき、周辺道路も整備されており、日照、通風がよく騒音がないなど、公園を整備する環境として優れている。

この三案の検討において、本件申請案である第一案は、現況は畑地であり、支障物件として電柱がある。敷地は周辺道路との高低差があるものの、平坦な土地であることから、他の候補地に比べ工事車両の出入り及び造成期間が短期間で済む。また、北公民館・北部出張所、北部児童センターに隣接しており、交通の利便性が非常に良い場所である。

第二案は、現況は畑地であり、支障物件として電柱及び電波塔があるため、支障物件の移転費用が高額となる。敷地は周辺道路と高低差も少なく平坦な土地で

あるが、隣接する町道の幅員が狭いため工事車両の出入りの制限が考えられ、造成期間が長期間となる。また、隣接する町道には歩道もないため、歩行者にとつて交通条件が悪く、利便性が悪い場所である。

第三案は、現況は畑地であり、支障物件として電柱がある。敷地は周辺道路と高低差があり、表土処理及び伐開・除根に係る処理が必要となり、他の候補地比べて造成期間が長期間となり、かつ残土処理等の費用が必要となる。また、北公民館・北部出張所までは三案中最も遠く、交通の利便性が悪い場所である。

よつて、本件申請案である第一案は、三案中、機能的・環境的・経済的に最も優れているものと認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により、公園・緑地の整備が進んでいない北部地区において、地域住民に安らぎや憩い、交流の場を提供することにより、当該地区に良好な居住環境を創出するとともに、災害時の緊急避難場所としての役割を有することから、将来の都市政策面においても重要で、かつ地区住民からの要望に沿ったものであり、出来る限り早期に発揮される必要がある。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な最小限の範囲であり、さらに起業地の収用の範囲は、一時的利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

おいらせ町役場地域整備課

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

青森県がん情報提供システム構築業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十三年三月二十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社アイシーエス青森支店

青森市古川二丁目二〇の六

六 契約金額

三千四百六十五万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量  
空港用高速スノーパ除雪車（フロントブラシ式） 一台（下取一台）

二 調達方法  
交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法  
一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日  
平成二十三年七月八日

六 契約の相手方の名称及び住所  
第一実業株式会社

東京都千代田区二番町二の一

七 契約金額  
五千五百七十五万五千円

八 契約の相手方を決定した手続  
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した

者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日  
平成二十三年五月二十七日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量  
除雪グレーダ（四・〇メートル級） 二台（下取二台）

二 調達方法  
交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法  
一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日  
平成二十三年七月二十七日

六 契約の相手方の名称及び住所  
キヤタピラー東北株式会社青森支店

青森市大字野木字野尻三七の三一

七 契約金額  
三千八百三十七万七千五百円

八 契約の相手方を決定した手続  
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した

者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日  
平成二十三年六月二十七日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

除雪トラック(七トン級 四×四) 三台(下取三台)  
二 調達方法  
交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十三年七月二十七日

六 契約の相手方の名称及び住所

青森日野自動車株式会社

青森市大字石江字江渡八三

七 契約金額

六千七百七十四千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十三年六月二十七日

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車(除雪幅二・六メートル、二九四キロワット級) 一台(下取一台)

二 調達方法  
交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十三年七月二十七日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社KCMJ 青森営業所

青森市大字野内字菊川六一の三

七 契約金額

三千九百七十五千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十三年六月二十七日

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車(除雪幅二・六メートル、二二〇キロワット級) 一台(下取一台)

二 調達方法

交換

- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局会計管理課  
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成二十三年七月二十七日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社KCMJ 青森営業所  
青森市大字野内字菊川六一の三
- 七 契約金額  
千六百七十四万七千五百円
- 八 契約の相手方を決定した手続  
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した  
者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効  
な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日  
平成二十三年六月二十七日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭